

大分市木製品（大型木製遊具）提案・調達・設置業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

大分市木製品（大型木製遊具）の提案・調達・設置に係る業務契約を締結するにあたり、次のとおり企画提案書の公募を行う。

2. 事業目的

本事業は森林環境譲与税を活用した木材普及啓発事業であり、親子で遊べる場であるこどもルームに大型木製遊具を設置することで、子どもが幼少期より木に触れる体験を提供することを目的として実施する。

3. 事業概要

- (1) 業務名 大分市木製品（大型木製遊具）提案・調達・設置業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで
- (5) 提案上限額 5,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断できることから、公募型プロポーザル方式により、木育や木材の普及啓発等の本事業目的の効果をより高めるため、幅広い見識や経験を有し、最も適切かつ円滑に事業実施ができるよう、公募型プロポーザル方式により本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するため。

5. 参加資格要件

提案書の提出日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者。
- (5) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）による「入札参加有資格者登録名簿」に登録されている者であり、大分市内に本事業を行うための

事業所を有する者又は契約締結日までに開設する見込みがある者であること。

- (6) 公告日から契約締結日までに、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (7) 市税を完納していること。
- (8) 本委託業務に類似する業務実績があること。

## 6. 選定方法

- (1) 受託事業者は、大分市木製品（大型木製遊具）提案・調達・設置業務委託受託者選定要領に基づき市長が決定する。
- (2) 選定は、評価基準表に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行う。

評価項目	配点（審査員1人当たり）
1. 企画提案	30点
2. 実効性	20点
3. 独創性	20点
4. 事業実績	10点
5. 全体スケジュール	10点
6. 委託価格（見積価格）	10点
合計	100点

- (3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。  
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選定する。
- (5) 選定結果は提案者すべてに通知する。

## 7. 参加手続き等

プロポーザルの参加手続きは以下のとおりとする。

### (1) 担当部局

- ① 名称 大分市農林水産部 林業水産課 林業担当班
- ② 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
- ③ 連絡先 TEL：097-537-5783（直通） FAX：097-533-5123  
メールアドレス：[rinsuil@city.oita.oita.jp](mailto:rinsuil@city.oita.oita.jp)

### (2) 仕様書等の交付

- ① 交付期間 令和6年8月26日（月）から令和6年9月17日（火）まで
- ② 交付場所 (1)に同じ
- ③ 交付方法 交付場所で直接受け取り、もしくは「大分市ホームページ」よりダウンロードすること。  
ホームページアドレス <http://www.city.oita.oita.jp/>  
※交付時間は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）

(3) 参加表明書等の提出

- ① 提出期間 令和6年9月2日（月）から  
令和6年9月17日（火）17時15分（必着）
- ② 提出場所 （1）に同じ
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）  
※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）
- ④ 提出書類 参加表明書（様式第1号）正本1部

(4) 仕様書等に関する質問・回答

- ① 受付期間 令和6年8月26日（月）から令和6年9月10日（火）  
17時15分まで
- ② 受付場所 （1）に同じ
- ③ 受付方法 質問書（様式第2号）に質問事項を記載し、電子メール若しくはファクスにて提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けないものとする。また、電子メール若しくはファクスを送信した後に林業水産課まで送信した旨の連絡をすること。なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、令和6年9月13日（金）17時までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページで行う。  
掲載場所：ホーム>仕事・産業>入札・契約・プロポーザル>プロポーザル>公募型

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加表明書等の提出後とする。

- ① 提出期間 令和6年9月9日（月）から令和6年9月27日（金）  
16時00分（必着）
- ② 提出場所 （1）に同じ
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）  
※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）  
令和6年9月27日（金）は16時00分まで
- ④ 提出書類及び部数

番号	提出書類名	提出上の注意	提出部数	
			正	副
1	企画提案書	「8. 提案書作成要領」に従い作成すること（任意様式）	1	5
2	事業実績書	本業務との同種、類似業務に関する実績を記載した資料を作成すること（別紙1）	1	5
3	業務実施体制及び 予定業務担当者経歴	配置予定の総括責任者、業務担当者を記載し、履歴を記載すること（別紙2）	1	5
4	全体スケジュール	業務の工程計画を記載すること（任意様式）	1	5



(10) 選定結果の通知

提案に対する採否は、選定の後、全提案者へ郵送にて通知する。

併せて市ホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

令和6年10月15日（火）予定

(11) 契約にあたっての注意事項

① 原則

サービス水準に関する事項、支払い等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項等、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び規則に定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

② 提案書との関係

採用された企画提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

8. 提案書等作成要領について

(1) 留意事項

次に掲げる留意事項を遵守し、企画提案書等一式を作成すること。

- ① 作成及び提出に要する各種費用は、提案者の負担とする。
- ② できる限り専門的知識を有しない者でも理解できるような分かりやすい表現とすること。
- ③ 企画提案書等は、A4版の両面印刷を原則とする。
- ④ 基本的に定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては、文書で簡潔に記載すること。
- ⑤ 仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして作成すること。
- ⑥ 提出期限までに提出されない場合は、提案辞退とみなす。
- ⑦ 虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
- ⑧ 本市の依頼または合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び再提出はできない。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等、法令の規定に抵触する行為を行わないこと。
- ⑩ 提出された企画提案書等一式は、返却しない。
- ⑪ 提出された企画提案書等一式は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑫ 提出された企画提案書等一式は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ⑬ 本業務の成果品に関する著作権、利用権（開示権含む）その他の権利は、全て市に帰属する。（受託者が本委託業務前に著作権を既に持つものは除く）

(2) 提案書に記載する内容について

- ① おままごとスペースに相応しい遊具やその他備品の選定及び提案について
- ② 遊具等の配置に関するレイアウトについて
- ③ デザインについて
- ④ 遊具等の調達（製作を含む）について
- ⑤ 遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む）について
- ⑥ 大分県産材の使用割合について

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不適當と認めるとき。

10. 受託候補者の欠格事由

受託候補者が、参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、受託候補の決定を取り消すものとする。なお、その場合は、次点の受託候補者と協議を行うものとする。

11. 契約の締結

本業務に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書を徴取し、内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結するものとする。

12. 契約の一部再委託

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

13. 留意事項

- (1) 1者1提案とし、複数提案を禁止する。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については大分市が定める。

14. 遵守事項について

- (1) 「大分市個人情報保護条例」等に関する法規を遵守すること。
- (2) 「大分市暴力団排除条例」を遵守すること。
- (3) その他本業務にあたって関係する法令を遵守すること。

1. 受託者選定までのスケジュール

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 事業内容の公表             | 令和6年8月26日(月)      |
| (2) 仕様書等の交付期限           | 令和6年9月17日(火)      |
| (3) 質問書の受付期限            | 令和6年9月10日(火)      |
| (4) 質問書に対する回答期限         | 令和6年9月13日(金)      |
| (5) 参加表明書の受付期限          | 令和6年9月17日(火)      |
| (6) 提案書等の受付期限           | 令和6年9月27日(金)      |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査実施 | 令和6年10月9日(水)(予定)  |
| (8) 選定結果の通知             | 令和6年10月15日(火)(予定) |
| (9) 契約締結                | 令和6年10月16日(水)(予定) |

15. 提案に関する窓口

大分市農林水産部 林業水産課 林業担当班

担当：松本

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097-537-5783

FAX：097-533-5123

Eメール：[rinsuil@city.oita.oita.jp](mailto:rinsuil@city.oita.oita.jp)